

**(仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務
受託者選定に係る
公募型プロポーザル説明書**

令和6年3月

堺市

目 次

1	委託業務の概要	2
2	（仮称）新金岡複合公共施設整備の目的	2
3	公募型プロポーザルの概要	3
4	公募型プロポーザルのスケジュールと手続き	9
5	（仮称）新金岡複合公共施設整備設計業務の参加資格要件	15
6	提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準	17
7	（仮称）新金岡複合公共施設整備設計業務委託仕様書	23
8	留意事項	35
9	関係資料等	36

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

「(仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務」

(2) 委託業務の内容

(仮称) 新金岡複合公共施設整備に係る設計業務

詳細は 7 (仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務委託仕様書による。

(3) 委託業務の履行期間

契約日 (令和 6 年 6 月上旬頃) から令和 8 年 3 月 13 日まで

(4) 委託金額の上限 (提案の限度額)

¥242,257,000 円 (消費税を含まない)

2 (仮称) 新金岡複合公共施設整備の目的

(仮称) 新金岡複合公共施設整備事業は、府有地を取得し、近隣に所在する北消防署・北部地域整備事務所及び堺区に所在する衛生研究所を集約・更新し、災害対応能力向上を推進する。有事の際に関係機関との迅速な連携が図れる安心安全拠点の形成を行い、併せて将来的な施設管理費用の縮減を図ることを目的に実施するものである。

3 公募型プロポーザルの概要

(1) 公募型プロポーザルの内容

「(仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務」の委託にあたり、参加表明書及び提案書(プロポーザル)の提出を求め、「堺市プロポーザル方式等による設計業務受託者選定委員会」に諮って評価を行い、最優秀提案者を選定し、当該業務の受託者とする。なお、最優秀提案者が「8 留意事項(1)失格事項」に該当し、失格となった場合は次点者を当該業務の受託者とする。

(2) 公募型プロポーザルの対象とする(仮称)新金岡複合公共施設整備の概要

本施設の内容は以下の通りとする。

- ア. 計画場所 堺市北区新金岡町1丁1番3号
- イ. 敷地面積 約5,800m²
- ウ. 延べ面積 約8,700m²
- エ. 建築費 約50億円
- オ. 主な施設内容

① 新築工事

(1) 消防庁舎棟 新築(延べ面積 2,700m²程度)

構造:鉄筋コンクリート造(想定) 地上3階建程度 (単独棟)

区分	諸室名	計画面積	特記事項
執務 スペース	署長室	25m ²	1室
	事務室	260m ²	1室
	会議室	50m ²	1室
	相談室	15m ²	1室
	書庫	50m ²	1室
	給湯室	8m ²	1室
	受付・無線室	20m ²	1室
	講堂(大研修室)	100m ²	1室
	更衣室(男性)	45m ²	1室
	更衣室(女性)	10m ²	1室
	装備品格納庫	15m ²	1室
生活 スペース	厨房	20m ²	1室
	食堂	56m ²	1室
	休憩室	25m ²	1室
	仮眠室	5m ²	27室(27室×5m ²)
	トレーニング室	54m ²	1室
	浴室(男性)	15m ²	1室
	浴室(女性)	3m ²	1室
	脱衣室(男性)	15m ²	1室
	脱衣室(女性)	8m ²	1室
	洗面・洗濯室	20m ²	1室

区分	諸室名	計画面積	特記事項
車庫 スペース	出動準備室	60m ²	1室
	救急消毒室	14m ²	1室
	救急資器材倉庫	8m ²	1室
	消防資機材倉庫	50m ²	1室
	乾燥室	10m ²	1室
	車庫	—	1室 大型消防車両 4台（屋内） 普通消防車両 5台（屋内） 普通自動車 3台（屋内） 指揮車 1台（屋内） 普通連絡車 1台（屋内） 軽自動車 4台（屋内） 来庁者用 2台（屋内または屋外）
その他	委託清掃員室	5m ²	1室
	ホール・廊下・階段・ トイレ	—	—
	訓練場	—	可動式模擬家屋
	昇降機	—	計画内容により台数検討
	その他	—	新築建物に伴う電気、機械設備工事

(2) 北部地域整備事務所棟 新築（延べ面積 2,400m²程度）

構造：鉄骨造 地上5階建程度（衛生研究所棟と複合）

区分	諸室名	計画面積	特記事項
執務 スペース	事務室	180m ²	1室
	会議室	24m ²	3室（24m ² /室×3室）
	入札室	72m ²	1室
	積算室	25m ²	1室
	更衣室（男性）	25m ²	1室
	更衣室（女性）	15m ²	1室
	書類保管庫	360m ²	1室
生活 スペース	炊事室・物入	10m ²	1室
	シャワー室（男性）	18m ²	1室
	シャワー室（女性）	6m ²	1室
	洗面・洗濯室	18m ²	1室
	長靴・レインコート等 置場	10m ²	1室
	作業道具入れ	40m ²	1室
	車庫	—	1室 大型作業車 3台（上屋または屋内） 公用車 12台（屋内または屋外） 来庁者用 10台（屋内または屋外）

区分	諸室名	計画面積	特記事項
その他	ホール・廊下・階段 ・トイレ	—	—
	手足洗い場（屋外）	—	3か所
	油倉庫（屋外）	12m ²	
	機材等倉庫（屋外）	207m ²	分割可能
	資材置き場・作業 （屋外）	167m ²	分割可能
	昇降機	—	計画内容により台数検討
	その他	—	新築建物に伴う電気、機械設備工事

(3) 衛生研究所棟 新築（延べ面積 3,600m²程度）

構造：鉄骨造 地上5階建程度（北部地域整備事務所棟と複合）

区分	諸室名	計画面積	特記事項
検査 スペース	ウイルス検査第1室	41m ²	1室（ウイルス検査）
	ウイルス検査第2室	41m ²	1室（ウイルス検査）
	ウイルス検査第3室	22m ²	1室（ウイルス検査）
	ウイルス検査第4室	22m ²	1室（ウイルス検査）
	ウイルス検査第5室	22m ²	1室（ウイルス検査）
	検体前処理室1	20m ²	1室（ウイルス検査）
	検体前処理室2	20m ²	1室（ウイルス検査）
	医動物・HIV検査室	44m ²	1室（ウイルス検査）
	高度安全実験室	32m ²	1室（ウイルス検査）
	前室	5m ²	1室（ウイルス検査） （高度安全実験室用）
	保管室1	13m ²	1室（ウイルス検査）
	保管室2	16m ²	1室（ウイルス検査）
	準備室	3m ²	1室（ウイルス検査）
	洗浄滅菌室	70m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	データ処理室	40m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	検体受付室	28m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	健康危機事象対応室1	40m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	健康危機事象対応室2	30m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	倉庫	80m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	検体受取室	12m ²	1室（細菌検査）
	細菌検査第1室	40m ²	1室（細菌検査）
	細菌検査第2室	60m ²	1室（細菌検査）
	細菌検査第3室	20m ²	1室（細菌検査）
細菌検査第4室	40m ²	1室（細菌検査）	
準備室	3m ²	1室（細菌検査）	

区分	諸室名	計画面積	特記事項
検査 スペース	天秤室	9 m ²	1室 (細菌検査)
	試薬調整室 1	13 m ²	1室 (細菌検査)
	試薬調整室 2	22 m ²	1室 (細菌検査)
	検体・菌株保管室	22 m ²	1室 (細菌検査)
	試薬保存室	42 m ²	1室 (食品検査)
	少量危険物庫	12 m ²	1室 (食品検査)
	食品検査第1室	150 m ²	1室 (食品検査)
	食品検査第2室	48 m ²	1室 (食品検査)
	食品検査第3室	65 m ²	1室 (食品検査)
	検体粉碎室	30 m ²	1室 (食品検査)
	健康危機事象対応室	30 m ²	1室 (食品検査)
	天秤室	12 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	器具保管庫	50 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	検体受付室	25 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機械準備室	4 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機器室 1	75 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機器室 2	72 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機器室 3	24 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機器室 4	14 m ²	1室 (食品・環境検査共用) (1階に設置)
	機器室 5	26 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機器室 6	26 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	金属前処理室	88 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	水質前処理室 1	78 m ²	1室 (環境検査)
	水質前処理室 2	39 m ²	1室 (環境検査)
	水質検査第1室	105 m ²	1室 (環境検査)
	水質検査第2室	48 m ²	1室 (環境検査)
	水質検査第3室	21 m ²	1室 (環境検査)
	水質検査第4室	21 m ²	1室 (環境検査)
	共用検査室	50 m ²	1室
	研修指導検査室	60 m ²	1室
動物飼育室	26 m ²	1室	
執務 スペース	事務室	210 m ²	1室 (企画調整)
	打合せコーナー	10 m ²	1室 (企画調整)
	相談室	11 m ²	1室 (企画調整)
	倉庫	16 m ²	1室 (企画調整)
	サーバー室	7 m ²	1室 (企画調整)
	小会議室	45 m ²	1室
	共用書庫	66 m ²	1室
	共用倉庫	14 m ²	1室
	給湯室	8 m ²	1室
	男女更衣室	48 m ²	1室 (24 m ² /室×2室)

区分	諸室名	計画面積	特記事項
設備 スペース	廃液保管庫	30m ²	1室 (1階に設置)
	廃棄物倉庫	32m ²	1室 (1階に設置)
	分析ガスボンベ庫	27m ²	1室 (1階に設置)
	受水槽ポンプ室	11m ²	1室 (1階又は地階に設置)
	除外設備	—	排水中和処理設備 (1階又は地階に設置)
	非常用発電機	—	—
	排気処理	—	排気処理設備 (屋上に設置)
車庫 スペース	車庫	—	1室 公用車 2台 (屋内または屋外) 来庁者用 2台 (屋内または屋外)
その他	ホール・廊下・階段・ トイレ	—	—
	昇降機	—	計画内容により台数検討
	その他	—	新築建物に伴う電気、機械設備工事

(4) 主要外部施設

区分	諸室名
屋外整備等	駐輪場、バイク置場、ごみ置き場、 連絡橋の撤去・新設及びアプローチ整備、屋外排水設備ほか

※新設の連絡橋については、「別記橋梁設計仕様書」による。

② 解体工事

既設連絡橋 2か所

(2) 配備予定車両一覧

車両(消防)	車長	車幅	車高
高規格救急自動車	5.65m	1.89m	2.49m
高規格救急自動車	5.33m	1.88m	2.49m
高規格救急自動車	5.66m	1.89m	2.49m
消防ポンプ自動車	5.25m	1.88m	2.42m
消防ポンプ自動車	5.70m	1.88m	2.61m
水槽付消防ポンプ自動車 (救助タンク)	7.37m	2.27m	2.93m
はしご水槽付消防ポンプ自動車	6.92m	2.32m	3.38m
はしご付消防自動車	10.69m	2.49m	3.58m

車両(消防)	車長	車幅	車高
災害対応多目的車	7. 1 0 m	2. 0 1 m	3. 0 4 m
指揮車 (ワゴン車)	4. 6 9 m	1. 6 9 m	2. 1 5 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 9 m
軽自動車 (トラック)	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 7 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 5 m
普通自動車 (セダン)	4. 6 2 m	1. 6 9 m	1. 4 6 m

車両(北部地域整備事務所)	車長	車幅	車高
軽自動車 (トラック)	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 7 m
軽自動車 (トラック)	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 7 m
軽自動車 (トラック)	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 7 m
軽自動車 (トラック)	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 8 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 7 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 7 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 8 m
普通乗用車 (トラック)	4. 7 6 m	1. 7 0 m	2. 2 2 m
普通乗用車 (トラック)	4. 7 5 m	1. 7 0 m	2. 2 3 m
普通乗用車 (パトロール車)	4. 5 5 m	1. 8 4 m	2. 3 2 m

車両(衛生研究所)	車長	車幅	車高
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 9 m

(3) 事務局

堺市役所 建築都市局 建築部 建築監理課 (高層館 15 階)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

ダイヤルイン 072-228-7524 Eメール kenkan@city.sakai.lg.jp

[(仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ : <http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/shinkanafukugou.html>]

4 公募型プロポーザルのスケジュールと手続き

内 容	日 程
(1) プロポーザル説明書等の配布期間	令和6年3月1日(金) から3月22日(金) まで
(2) 質疑書(参加表明書)の提出期間	令和6年3月1日(金) から3月8日(金) まで
(3) 質疑書(参加表明書)の回答日	令和6年3月15日(金)
(4) 参加表明書提出期間	令和6年3月21日(木) から3月22日(金) まで
(5) 提案書提出者の選定結果通知	令和6年4月5日(金) 発送
(6) 質疑書(提案書)の提出期間	令和6年4月5日(金) から4月12日(金) まで
(7) 質疑書(提案書)の回答日	令和6年4月19日(金)
(8) 提案書の提出期間	令和6年4月24日(水) から4月26日(金) まで
(9) 最優秀提案者の選定結果通知	令和6年5月下旬予定
(10) 評価結果の公表	令和6年5月下旬予定
【提出場所】(事務局) 堺市役所 建築都市局 建築部 建築監理課 (高層館 15 階) 〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 ダイヤルイン 072-228-7524 Eメール kenkan@city.sakai.lg.jp	

(1) 公募型プロポーザル説明書(以下「説明書」という。)等の配布

令和6年3月1日(金) から令和6年3月22日(金) まで、次のホームページからダウンロードする。
 [(仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ：<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/shinkanafukugou.html>]

(2) 参加表明書作成に関する質疑書の提出について

ア 提出期間：令和6年3月1日(金) から令和6年3月8日(金)17:30 まで

イ 提出方法：電子メールにて事務局に送付すること。

件名は【(仮称) 新金岡複合公共施設プロポーザル質疑書】と記載し、本文の先頭には「事務所名、担当者、住所、電話番号」を明記すること。質疑内容は本文中に記載し、添付ファイルは付けないこと。

(3) 参加表明書作成に関する質疑書の回答について

令和6年3月15日(金) に次のホームページにより質疑書の回答を掲載する。

[(仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ：<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/shinkanafukugou.html>]

(4) 参加表明書の提出について

ア 参加表明書の提出

- (ア) 提出期間：令和6年3月21日（木）から令和6年3月22日（金）まで（必着）
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く）
- (イ) 提出方法：【提出場所】に持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください）。メール・FAXによる受付は行わない。
- (ウ) 提出内容：下記の提出書類及び電子データ

様式	提出書類	サイズ	提出部数
様式1	参加表明書	A4	1部
様式2	参加資格確認書	A4	1部
様式3	総括責任者・主任技術者（意匠・構造）の経験・実績確認書	A4	1部
様式4	主任技術者（積算・電気・機械）の経験・実績確認書	A4	1部
様式A	設計共同体協定書（写し）	A4	1部
様式5	参加表明書チェックリスト	A4	1部
	一級建築士事務所として登録を証するもの（写し）	A4	1部
	設計業務実績の確認書類※1 ※2	一式	1部
	CPD実績証明書の写し※3	一式	1部

※1 参加資格確認書（様式2）に記載した設計業務実績のみ、実績が確認できる契約書の写し又は確認申請書・計画通知書にて用途・延べ面積が確認できる書類等を添付すること。

※2 総括責任者・主任技術者（意匠・構造）の経験・実績確認書（様式3）及び主任技術者（積算・電気・機械）の経験・実績確認書（様式4）で、資格を有していることを証明する必要がある場合は提出すること。（各技術検定の合格証明書等）

※3 総括責任者・主任技術者（意匠・構造）の経験・実績確認書（様式3）及び主任技術者（積算・電気・機械）の経験・実績確認書（様式4）でCPDの取得実績を証明する必要がある場合は提出すること。

- (エ) 電子データ：PDF化したデータを記録したCD-Rを（1部）提出すること。

イ 配置予定技術者について

(ア) 技術者の配置

- 総括責任者及び意匠・構造・積算・電気・機械・土木の業務分野における主任技術者を配置すること。
- 総括責任者は各主任技術者を兼任していないこと。
- 主任技術者は他の業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- 総括責任者は発注者との定例的な打合せに毎回出席できること。
- 主任技術者は総括責任者の下で各業務分野を総括するものであり、発注者との定例的な打ち合わせに毎回出席できること。

- f 土木における主任技術者に関する資格要件は、別記「橋梁設計仕様書」を参照すること。
- (イ) 技術者の雇用関係
 - a 総括責任者は、参加表明書提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、設計共同体の場合は、代表構成員に所属していること。
 - b 意匠主任技術者は、設計共同体の場合いずれかの構成員に所属していること。
- (ウ) 配置予定技術者の変更
 - 本業務委託における総括責任者、各主任技術者は参加表明書に記載された者から、原則として変更できない。ただし、やむをえないと堺市が認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者であると確認できた場合はこの限りでない。

ウ 提案書提出者の選定基準について

企業の評価、技術者の評価（50 点満点）で評価し、評価点の高い者から上位 5 者程度を提案書提出者に選定する。

※ 基準の詳細は「6 提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準」による。

(5) 提案書提出者の選定結果通知について

ア 提案書提出者の選定結果通知：令和 6 年 4 月 5 日（金）発送

提案書提出者を選定し、選定された者に対して提案書の提出要請を記載した「選定通知書」を送付する。また、選定されなかった者に対しては、その理由を付して「非選定通知書」を送付する。

イ 提案書提出者の非選定理由に関する説明

(ア) 非選定理由の説明要求

非選定通知書を受けた者は、通知日の翌日から起算して 7 日以内（土・日曜日、休日を含まない）に事務局に対し書面により非選定理由について説明を求めることができる。

(イ) 理由説明要求に係る回答

事務局は、書面による回答を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して 7 日以内（土・日曜日、休日を含まない）に回答を行う。

(6) 提案書作成に関する質疑書の提出について

ア 提出期間：令和 6 年 4 月 5 日（金）から令和 6 年 4 月 12 日（金）17:30 まで

イ 提出方法：電子メールにて事務局に送付すること。

件名は【(仮称) 新金岡複合公共施設プロポーザル質疑書】と記載し、本文の先頭には「提案書提出者名、担当者、住所、電話番号」を明記すること。質疑内容は本文中に記載し、添付ファイルは付けないこと。

(7) 提案書作成に関する質疑書の回答について

令和 6 年 4 月 19 日（金）に次のホームページにより質疑書の回答を掲載する。

[(仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ]：<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/shinkanafukugou.html>]

(8) 提案書の提出について

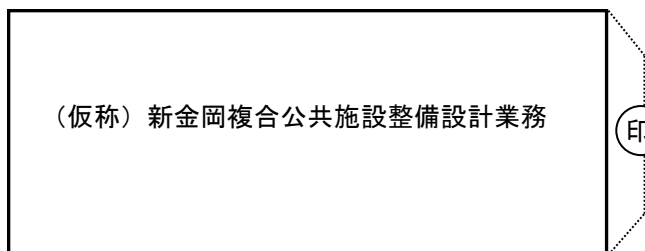
ア 提案書の提出

- (ア) 提出期間：令和 6 年 4 月 24 日（水）から令和 6 年 4 月 26 日（金）まで（必着）
午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 0 時 45 分までを除く）
- (イ) 提出方法：【提出場所】に持参すること。メール・FAX による受付は行わない。
- (ウ) 提出内容：下記の提出書類および電子データ

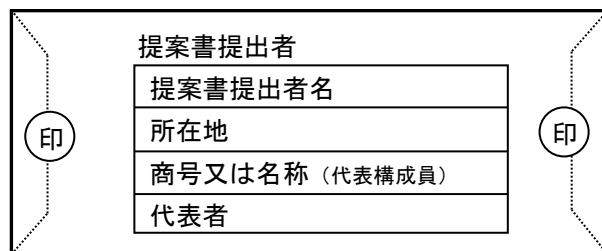
様式	提出書類	サイズ	提出部数
様式 6	提案書	A4	1 部
—	技術提案書	A3 (2 枚以内)	7 部
様式 7	価格提案書	A4	1 部
様式 8	提案書チェックリスト	A4	1 部

- (エ) 電子データ：PDF 化した技術提案書を記録した CD-R を（1 部）提出すること。
- (オ) 価格提案書は、封筒に入れて提出すること。
 - a 封筒は、長形 3 号(120mm×235mm)を使用すること。
 - b 封筒には必ず以下の内容を記載すること。
 - c 堺市との契約時に使用する印をもって封印すること。

封筒（表面）



封筒（裏面）



イ 技術提案書の作成について

- (ア) 技術提案書は、A3 用紙 2 枚までに考え方を文章で記載すること。
- (イ) 文字の大きさは 10.5pt 以上とすること。
- (ウ) 枠取り (15mm)を行い、用紙の片面のみを使用すること。
- (エ) 記載内容を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図は使用できるが、具体的な設計図、模型は使用しないこと。
- (オ) 用紙は横使いとし、レイアウト、着色は自由とする。
- (カ) 用紙の中に提案書提出者名の表示やその提出者を特定できる表現は記入しないこと。

ウ 技術提案書のテーマについて

技術提案書は複合公共施設としての基本事項をおさえるとともに、後述の7（仮称）新金岡複合公共施設整備設計業務委託仕様書業務委託仕様書（2）業務仕様 イ計画概要を踏まえ、次の最優秀提案者の選定基準項目をテーマとして作成すること。

エ 最優秀提案者の選定基準

技術提案書のテーマ		
建築計画の考え方	施設構想	<ul style="list-style-type: none"> ・未来を見据えた地域防災拠点として本市のあらたなシンボル像を体現し、市民が誇れる施設の実現に向けた考え方について ・将来の用途変更や、災害時でも可変的に対応しうる自由度の高い間取りや共用スペースの実現に向けての考え方について ・災害時における地域防災拠点として機能不全なく施設運営が維持できる構造や設備など建物性能の考え方について
	施設配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・北消防署、北部地域整備事務所及び衛生研究所を集約、更新し、合理的かつ経済的に一体整備する考え方について ・災害時を含め各施設の特性に応じた施設配置や周辺の幹線道路（連絡橋を含む）を最大限に活用できる動線計画の考え方について
維持管理の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の改修や設備更新等のメンテナンスを容易にし、ランニングコストの低減を図るなど、施設の長期利用の視点に立った公共施設としてふさわしい考え方について 	
環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市地球温暖化対策実行計画（令和4年11月版）に基づき、公共施設として温室効果ガスの排出抑制など脱炭素の実現に向けた効果的な考え方について 	

総合評価点（100点満点）の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。

※ 基準の詳細は「6 提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準」による。

(9) 最優秀提案者の選定結果通知について

ア 選定結果通知書の送付

提案書の提出者に対して「選定結果通知書」を送付する。最優秀提案者に選定されなかった者にはその理由を付して送付する。

イ 最優秀提案者の非選定理由に関する説明

(ア) 非選定理由の説明要求

非選定者は、選定結果通知書の通知日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、休日を含まない）に事務局に対し書面により非選定理由について説明を求めることができる。

(イ) 理由説明要求に係る回答

事務局は、書面による回答を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、休日を含まない）に回答を行う。

(10) 評価結果の公表について

ア 最優秀提案者を選定後、次のホームページにより評価結果を掲載する。

〔(仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ：<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/shinkanafukugou.html>〕

イ 公表内容

- (ア) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (イ) 全参加表明者の名称（申込順）
- (ウ) 全参加表明者の評価点（点数順）
- (エ) 最優秀提案者の選定理由
- (オ) 選定委員会の委員

5 (仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務の参加資格要件

次に掲げる全ての要件に該当するものでなければならない。

- (1) 本業務の履行形態としては、単体企業又は設計共同体とする。
- (2) 設計共同体は自主結成とし、構成員数は2社とする。
- (3) 設計共同体の構成員の組合せは、代表構成員の参加資格を満たす者と、他の構成員の参加資格を満たす者との組合せとする。ただし、本業務に別途申請している他の設計共同体の構成員を兼ねる（以下「構成員の重複」という。）ことができない。また、別途単体企業として申請（以下「単体の重複」という）することはできない。なお、構成員の重複の場合は、当該構成員の属する全ての設計共同体の参加資格を認めないものとし、単体の重複の場合は、設計共同体の申請を優先するものとし、当該単体企業の参加資格を認めないものとする。
- (4) 設計共同体の代表構成員の出資比率は構成員のうちで最大とし、他の構成員の出資比率は30%以上とする。
- (5) 設計共同体には、令和6年3月25日現在で建築設計業務について、堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定）第8条別表第3に規定する「市内業者」として登録されている者を必ず1社以上含むこととする。
- (6) 単体企業及び設計共同体の参加資格は、以下の要件全てに該当する者であることとする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当していないこと。
 - イ 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避（以下「入札参加回避」という。）を受けていないこと。
 - ウ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）に基づく入札参加除外（以下「入札参加除外」という。）を受けている者でないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。以下「府警からの通報等」という。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - オ 組合や協会等の各種団体については、その構成員が本業務に参加表明書を提出していないこと。
 - カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - キ 単体企業及び設計共同体の代表構成員の参加資格は次に該当するものであること。
 - (イ) 令和3～5年度堺市建設工事、測量・建設コンサルタント入札参加資格を有し、建築設計業務を希望業種とする者。
 - (イ) 国内において、平成21年3月1日から参加表明書提出日現在までの間に完了した次に掲げるa、bいずれかの業務の履行実績を元請として有すること。ただし、履行が設計共同体であった場合は、構成員の代表者として履行した業務に限るものとする。

a 延べ面積 1,000m² 以上の「同種施設」の新築又は増改築に係る基本設計業務又は実施設計業務

b 延べ面積 2,000m² 以上の「類似施設」の新築又は増改築に係る基本設計業務又は実施設計業務

※ 「同種施設」は、消防署、消防学校、防災（危機管理）センター、衛生研究所、地域医療支援病院、特定機能病院の公共建築物の用途とする。

※ 「類似施設」は、病院、保健所、庁舎、教育施設の公共建築物の用途とする。

※ 同種施設、類似施設に該当する用途の用語の定義

- ・ 「消防署」とは、消防組織法第 10 条により規定するものとする。
- ・ 「消防学校」とは、消防組織法第 51 条により規定するものとする。
- ・ 「防災（危機管理）センター」とは、災害対策本部を設置するような危機の発生時において、情報収集・整理・伝達するために設けられている公共建築物とする。
- ・ 「衛生研究所」とは、地方衛生研究所設置要綱により規定するものとする。
- ・ 「地域医療支援病院」とは、医療法第 4 条により規定するものとする。
- ・ 「特定機能病院」とは、医療法第 4 条の 2 により規定するものとする。
- ・ 「病院」とは、医療法第 1 条の 5 により規定するものとする。
- ・ 「保健所」とは、建築基準法施行規則（別記様式）に定める主要用途区分一覧において用途記号 0 8 3 3 0 に該当するものとする。
- ・ 「庁舎」とは、国、地方公共団体その他公共機関等がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くものとする。
- ・ 「教育施設」とは、学校教育法第 1 条、第 124 条又は第 134 条によるものとする。
- ・ 「公共建築物」とは国、地方公共団体その他公共機関発注の建築物とする。
- ・ 「国、地方公共団体その他公共機関」とは、国、地方公共団体、公共法人、公益法人とする。

※ 複合施設の場合は該当用途の合計面積とする。

※ 増改築の場合は増改築部分の面積とする。

※ 同種施設で複数の施設の実績がある場合は、合計面積 [類似施設として計上] を認める。

(ウ) 本業務に総括責任者として一級建築士の資格を有する技術者を配置できる者。

ク 設計共同体の他の構成員の参加資格が次に該当するものであること。

(ア) 令和 3 年～令和 5 年度堺市建設工事、測量・建設コンサルタント入札参加資格を有し、建築設計業務を希望業種とする者。

(イ) 本業務に最低 1 名以上の技術者を適正に配置できる者。

(7) 参加資格の取消し

参加表明書の提出日から最優秀提案者の選定結果を通知するまでに、参加資格要件の内、いずれかを満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すものとする。

6 提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準

(1) 提案書提出者の選定基準

企業の評価及び技術者の評価(50点満点)で評価し、評価点の高い者から上位5者程度を提案書提出者に選定する。また、評価点が同一の場合は次の優先順位の順に評価点の高い者から上位者とする。

ア 優先順位1：設計業務の実績と携わった立場の評価点

イ 優先順位2：専門分野の技術者資格の評価点

(提案書提出者の選定基準表)

評価項目		評価の視点		配点	小計	
企業の評価	設計業務実績 (様式2)	平成21年3月1日から参加表明書提出日現在までの間に完了した企業の基本設計業務又は実施設計業務実績を(別表1-1)より評価する。		5点	10点	
	地域精通度 (様式2)	堺市建設工事等入札参加資格登録において、「市内業者」として登録されている者。それらの者を構成員に含んでいるもの。		5点		
技術者の評価	専門分野の技術者資格 (様式3) (様式4)	各技術者の資格の内容を評価する。 【配点×(別表2)の乗率】	主任技術者	意匠	4点	20点
				構造	4点	
				積算	4点	
				電気	4点	
				機械	4点	
	設計業務の実績と携わった立場 (様式3) (様式4)	各技術者の技術力を平成17年3月1日から参加表明書提出日現在までの間に同種の実績と携わった立場から評価する。 【配点×(別表3)の乗率×(別表4)の乗率】	総括責任者		5点	20点
			主任技術者	意匠	3点	
				構造	3点	
				積算	3点	
				電気	3点	
		機械	3点			
合計					50点	

(2) 最優秀提案者の選定基準

総合評価点（100点満点）の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。また、総合評価点が一の場合は次の優先順位の順に評価点が高い者を最優秀提案者とする。

ア 優先順位 1：技術提案書評価の評価点

イ 優先順位 2：価格評価の評価点

(最優秀提案者選定基準表)

評価項目	評価の視点		配点	小計	
技術者の評価	(1) 提案書提出者の選定基準における評価と同じ		20点 (傾斜配点)	20点	
技術提案書評価	<p>「技術提案書によって、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。下記の評価の視点に対して算出する。</p> <p>下記の評価の視点に対して【配点×(別表5)の乗率】にて算出する。</p>			60点	
	建築計画の考え方	施設構想	<ul style="list-style-type: none"> ・未来を見据えた地域防災拠点として本市のあらたなシンボル像を体現し、市民が誇れる施設の実現に向けた考え方について ・将来の用途変更や、災害時でも可変的に対応しうる自由度の高い間取りや共用スペースの実現に向けての考え方について ・災害時における地域防災拠点として機能不全なく施設運営が維持できる構造や設備など建物性能の考え方について 		25点
		施設配置計画	<ul style="list-style-type: none"> ・北消防署、北部地域整備事務所及び衛生研究所を集約、更新し、合理的かつ経済的に一体整備する考え方について ・災害時を含め各施設の特성에応じた施設配置や周辺の幹線道路（連絡橋を含む）を最大限に活用できる動線計画の考え方について 		15点
	維持管理の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の改修や設備更新等のメンテナンスを容易にし、ランニングコストの低減を図るなど、施設の長期利用の視点に立った公共施設としてふさわしい考え方について 	10点		
	環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市地球温暖化対策実行計画（令和4年11月版）に基づき、公共施設として温室効果ガスの排出抑制など脱炭素の実現に向けた効果的な考え方について 	10点		
価格評価	提出された価格提案書（様式7）について評価する。 【配点×(別表6)の乗率】		20点	20点	
合計				100点	

(3) 各評価項目

ア 企業の評価

(7) 設計業務実績

企業の平成21年3月1日から参加表明書提出日現在までの間に完了した新築又は増改築工事に係る、同種の基本設計業務又は実施設計業務実績を(別表1-1)より評価点とする。

(別表1-1)

実績種別	評価基準	配点
同種業務(1)	延べ面積 3,000m ² 以上の「同種施設」	5 点
類似業務(1)	延べ面積 4,000m ² 以上の「類似施設」	
同種業務(2)	延べ面積 2,000m ² 以上 3,000m ² 未満の「同種施設」	2.5 点
類似業務(2)	延べ面積 3,000m ² 以上 4,000m ² 未満の「類似施設」	
同種業務(3)	延べ面積 1,000m ² 以上 2,000m ² 未満の「同種施設」	0 点
類似業務(3)	延べ面積 2,000m ² 以上 3,000m ² 未満の「類似施設」	

※「同種施設」は、消防署、消防学校、防災(危機管理)センター、衛生研究所、地域医療支援病院、特定機能病院の公共建築物の用途とする。

※「類似施設」は、病院、保健所、庁舎、教育施設の公共建築物の用途とする。

※同種施設、類似施設に該当する用途については、本説明書16ページの「※同種施設、類似施設に該当する用途の用語の定義」による。

※複合施設の場合は該当用途の合計面積とする。

※増改築の場合は増改築部分の面積とする。

※同種施設で複数の施設の実績がある場合は、合計面積[類似施設として計上]を認める。

(4) 地域精通度

地域精通度として、(別表1-2)により評価する。

(別表1-2)

評価基準	配点
堺市建設工事等入札参加資格登録において、「市内業者」として登録されている者。それらの者を構成員に含んでいるもの。	5 点
堺市建設工事等入札参加資格登録において、「準市内業者」として登録されている者。それらの者を構成員に含んでいるもの。	2.5 点
上記以外のもの。	0 点

イ 技術者の評価

(ア) 専門分野の技術者資格

分担業務分野について、専門分野の技術者資格の内容を評価する。

主任技術者ごとに【配点×(別表 2)の乗率】を算出し評価点とする。

(別表 2)

分担業務分野	評価する技術者資格	配点に対する乗率
意匠	CPDの取得実績のある一級建築士※	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
構造	CPDの取得実績のある構造設計一級建築士※	1.0
	構造設計一級建築士	0.8
	一級建築士	0.6
	二級建築士	0.2
積算	CPDの取得実績のある建築コスト管理士又は建築積算士※	1.0
	建築コスト管理士又は建築積算士	0.8
	建築積算士補	0.6
電気	CPDの取得実績のある設備設計一級建築士※	1.0
	設備設計一級建築士	0.8
	一級建築士又は建築設備士又は技術士(電気電子部門)	0.6
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士	0.2
機械	CPDの取得実績のある設備設計一級建築士※	1.0
	設備設計一級建築士	0.8
	一級建築士又は建築設備士又は技術士(衛生工学部門・機械部門)	0.6
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2

※「CPDの取得実績」は、各主任技術者のCPDの取組み状況を以下の条件により評価する。
 [CPD取得単位の条件]

- ① 以下のいずれかにより発行されたCPD実績証明書の写しの提出が可能なもの。
 - ・建築CPD運営会議（建築・設備関連団体等で構成）による「建築CPD情報提供制度」（詳しくは、事務局である（公財）建築技術教育普及センターのホームページ <http://www.jaeic.or.jp/index.html> を参照）
 - ・「建築士会CPD制度」（ただし、建築CPD情報提供制度認定のプログラムに限り、その旨が記載されている証明書とする。（詳しくは、（公社）日本建築士会連合会または各都道府県建築士会に問い合わせのこと。）
- ② 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの取得単位数が12単位以上とする。ただし、積算主任技術者については、16単位以上とする。

(イ) 設計業務の実績と携わった立場

各技術者の技術力を平成21年3月1日から参加表明書提出日現在までの間に完了した新築・増改築工事に係る、同種の基本設計業務又は実施設計業務の実績と携わった立場から評価する。

各技術者の実績に【配点×(別表3)の乗率×(別表4)の乗率】を算出し、評価点とする。
 ただし、2件以上の実績を申請する場合は、(別表3)の乗率の平均を(別表3)の乗率とする。

(別表3)

実績種別	評価基準	配点に対する乗率
同種業務(1)	延べ面積 3,000m ² 以上の「同種施設」	1.0
類似業務(1)	延べ面積 4,000m ² 以上の「類似施設」	
同種業務(2)	延べ面積 2,000m ² 以上 3,000m ² 未満の「同種施設」	0.8
類似業務(2)	延べ面積 3,000m ² 以上 4,000m ² 未満の「類似施設」	
同種業務(3)	延べ面積 1,000m ² 以上 2,000m ² 未満の「同種施設」	0.6
類似業務(3)	延べ面積 2,000m ² 以上 3,000m ² 未満の「類似施設」	
同種業務(4)	延べ面積 1,000m ² 未満の「同種施設」	0.4
類似業務(4)	延べ面積 2,000m ² 未満の「類似施設」	
その他	その他の建築物	0.2

※「同種施設」は、消防署、消防学校、防災（危機管理）センター、衛生研究所、地域医療支援病院、特定機能病院の公共建築物の用途とする。

※「類似施設」は、病院、保健所、庁舎、教育施設の公共建築物の用途とする。

※同種施設、類似施設に該当する用途については、本説明書16ページの「※同種施設、類似施設に該当する用途の用語の定義」による。

- ※複合施設の場合は該当用途の合計面積とする。
- ※増改築の場合は増改築部分の面積とする。
- ※同種施設で複数の施設の実績がある場合は、合計面積〔類似施設として計上〕を認める。

(別表 4)

過去の実績での立場	総括責任者の 配点に対する乗率				各主任技術者の 配点に対する乗率			
	総括責任者 (※1)	1 件	0.8	2 件以上 (※3)	1.0	1 件以上		
主任技術者	1 件	0.6	2 件以上 (※3)	0.8	1 件	0.8 (※2)	2 件以上 (※3)	1.0 (※2)
その他(担当者)	1 件	0.2	2 件以上 (※3)	0.4	1 件	0.6	2 件以上 (※3)	0.8

- ※1 監理技術者、総括監理技術者を含む。
- ※2 過去の実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。
- ※3 2 件以上の実績を申請する場合、それらの過去の実績での立場が同じ場合に限り認める。

ウ 技術提案書の評価

技術提案書の各項目を(別表 5)により評価を行い、その評価に対する乗率を各項目の配点に乘じ、委員の平均値を評価点とする。(小数点第 3 位を四捨五入)

(別表 5) 技術提案書に対する評価基準

	評価	配点に対する乗率
A	優れている	1.00
B	やや優れている	0.75
C	普通	0.50
D	やや劣っている	0.25
E	劣っている	0.10

エ 価格評価

提案された価格について【配点×(別表 6)の乗率】を算出し、評価点とする。(小数点第 3 位を四捨五入)

なお、提案された価格が本市の示す委託金額の上限を上回る場合は「失格」とする。

(別表 6)

配点に対する乗率
最低価格 ※ / 提案額

- ※最低価格は、提案書提出者より最も低く提案された価格をいう。
- ・最低価格及び提案額が、市が別途定める価格を下回った場合は、市が別途定める価格を最低価格及び提案額とする。
- ・市が別途定める価格は、委託金額の上限を元に下記の計算式より算出した額とする。
市が別途定める価格 = 直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費×60% + 諸経費×60%

7 (仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務委託仕様書

(1) 業務概要

- ア 業務名称：(仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務
- イ 履行場所：堺市北区新金岡町1丁1番3号
- ウ 履行期間：契約日から令和8年3月13日まで
- エ 対象施設の概要
本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。
 - (ア) 対象施設名称 (仮称) 新金岡複合公共施設
 - (イ) 対象施設場所 堺市北区新金岡町1丁1番3号
 - (ウ) 建物用途 消防署、事務所、衛生研究所
 - (エ) 建築物の類型 平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添二 第12号 第2類、第4号 1類、第8号 第2類とする。
- オ 設計と条件
(2)業務仕様 イ 計画概要による。
- カ 総括責任者
建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士
- キ 補助対象事業種別
本業務の補助対象：無
- ク 本業務の担当者について
公募型プロポーザルにおいて提案された担当者を配置すること。

(2) 業務仕様

仕様書及び建築工事設計委託要領（堺市建築都市局建築部 令和5年4月）による。

- ア 設計業務の内容及び範囲
本設計業務は、以下に掲げる一般業務及び追加業務とする。
 - (ア)一般業務の範囲（告示 別添一第1項第一号及び第二号による。）
 - a. 基本設計及び実施設計
 - (イ)追加業務の内容及び範囲（告示 別添四第1項による。）
 - a. 積算業務
 - b. その他追加業務
 - (a). 積算業務
 - (b). 計画通知申請手続き業務（手数料は、初回分のみ市負担とする。）
 - (c). 構造計算適合性判定申請手続き業務（手数料は、初回分のみ市負担とする。）
 - (d). 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手続き業務（手数料は、初回分のみ市負担とする。モデル建物法を用いて BEI を計算すること）
 - (e). 建築物環境計画書の作成及び届出業務（堺市建築物の総合環境配慮に関する要綱）
 - (f). 堺市開発行為等の関係各課との協議。堺市開発行為等の手続きに関する条例は、原則、適用されないが同条例の関係各課と協議を行い、条例と同等以上の技術基準を満足すること。
 - (g). テレビ受信障害の調査業務：調査地点数（15ヶ所）、デジタル電波数（9波）
 - (h). 概略工事工程表の作成業務
 - (i). 住民説明等に必要な資料の作成業務（法令等に基づくものを除く）。日影図、仮設計画図、配置図、各階平面図、立面図等

- (j). 透視図：鳥瞰 A-2 着色パース 3 枚（アルミ額縁付）
- (k). 模型作成（完成模型）
 - 縮尺（ 1/300 ）、主要材料（ スチレンボード ）、ケースの有無（ 有 ）
- (l). A-4 サイズ図面の作成業務：付近見取図、配置図、平面図等
- (m). 大規模建築物等の届出業務（景観条例）
- (n). 文化財保護法第 9 4 条第 1 項の通知業務
- (o). 土壌汚染対策法第 4 条第 1 項等の届出業務
- (p). 関西電力「電力系統への発電設備の連系に関する照会」申請手続き
- (q). ZEB 化試算業務（標準入力法を用いて BEI を計算し、ZEBReady 化に必要な仕様について市と協議した上で、最低 3 案プレゼンテーションを行うこと。（比較のため、現行仕様における BEI についても計算すること。）またプレゼンテーションで決定した仕様をもとに設計を進め、最終的には BELS 申請を行うこと。）
- (r). 補助金用数量調書及び算出根拠図作成業務
- (s). 出庫表示灯設備の構造検討
- (t). BIM を用いた干渉チェック（新設する屋外地中部分の建築物及び建築設備、既存インフラ接続の確認を実施設計時に行うこと。）
- (u). SIBC（建築コスト情報システム）データ入力業務

イ 計画概要

整備の目的

（仮称）新金岡複合公共施設整備事業は、府有地を取得し、近隣に所在する北消防署・北部地域整備事務所及び堺区に所在する衛生研究所を集約・更新し、災害対応能力向上を推進する。有事の際に関係機関との迅速な連携が図れる安心安全拠点の形成を行い、併せて将来的な施設管理費用の縮減を図ることを目的に実施するものである。

(7) 施設の概要

(a) 概要

- ・ 敷地の面積 約 5, 8 0 0 m²
- ・ 用途地域及び地区の指定 近隣商業地域、準防火地域
- ・ 施設の延べ面積(計画面積) 約 8, 7 0 0 m²
 (内訳)
 - 北消防署 約 2, 7 0 0 m²
 - 北部地域整備事務所 約 2, 4 0 0 m²
 - 衛生研究所 約 3, 6 0 0 m²
- ・ 想定する主要構造 鉄筋コンクリート造(想定)（北消防署棟）
鉄骨造（北部地域整備事務所・衛生研究所棟）
- ・ 階数 地上 3 階建程度（北消防署棟）
地上 5 階建程度（北部地域整備事務所・衛生研究所棟）
- ・ 予定工事費 約 5 0 億円

・ 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国土交通省大臣官
房官庁営繕部長制定）による。耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- ・ 構造体 I類
- ・ 建築非構造部材 A類
- ・ 建築設備 甲類

(b) 職員数

北消防署	74名（日勤14名、隔勤60名）
北部地域整備事務所	31名
衛生研究所	29名

(c) 主な施設内容

(1) 北消防署庁舎棟

新築面積(延べ面積 2,700m²程度)

構造:鉄筋コンクリート造(想定) 地上3階建程度 (単独棟)

区分	諸室名	計画面積	特記事項
執務 スペース	署長室	25m ²	1室
	事務室	260m ²	1室
	会議室	50m ²	1室
	相談室	15m ²	1室
	書庫	50m ²	1室
	給湯室	8m ²	1室
	受付・無線室	20m ²	1室
	講堂(大研修室)	100m ²	1室
	更衣室(男性)	45m ²	1室
	更衣室(女性)	10m ²	1室
	装備品格納庫	15m ²	1室
生活 スペース	厨房	20m ²	1室
	食堂	56m ²	1室
	休憩室	25m ²	1室
	仮眠室	5m ²	27室(27室×5m ²)
	トレーニング室	54m ²	1室
	浴室(男性)	15m ²	1室
	浴室(女性)	3m ²	1室
	脱衣室(男性)	15m ²	1室
	脱衣室(女性)	8m ²	1室
	洗面・洗濯室	20m ²	1室
車庫 スペース	出動準備室	60m ²	1室
	救急消毒室	14m ²	1室
	救急資器材倉庫	8m ²	1室
	消防資機材倉庫	50m ²	1室
	乾燥室	10m ²	1室
	車庫	—	1室 大型消防車両4台(屋内) 普通消防車両5台(屋内) 普通自動車 3台(屋内) 指揮車 1台(屋内) 普通連絡車 4台(屋内) 軽自動車 1台(屋内) 来庁者用 2台(屋内または屋外)

区分	諸室名	計画面積	特記事項
その他	委託清掃員室	5 m ²	1室
	ホール・廊下・階段・トイレ	—	—
	訓練場	—	可動式模擬家屋
	昇降機	—	計画内容により台数検討
	その他	—	新築建物に伴う電気、機械設備工事

(2) 北部地域整備事務所棟

新築面積 (延べ面積 2,400 m²程度)

構造：鉄骨造 地上5階建程度 (衛生研究所棟と複合)

区分	諸室名	計画面積	特記事項
執務 スペース	事務室	180 m ²	1室
	会議室	24 m ²	3室 (24 m ² /室×3室)
	入札室	72 m ²	1室
	積算室	25 m ²	1室
	更衣室 (男性)	25 m ²	1室
	更衣室 (女性)	15 m ²	1室
	書類保管庫	360 m ²	1室
生活 スペース	炊事室・物入	10 m ²	1室
	シャワー室 (男性)	18 m ²	1室
	シャワー室 (女性)	6 m ²	1室
	洗面・洗濯室	18 m ²	1室
	長靴・レインコート等 置場	10 m ²	1室
	作業道具入れ	40 m ²	1室
	車庫	—	1室 大型作業車3台 (上屋または屋内) 公用車 12台 (屋内または屋外) 来庁者用10台 (屋内または屋外)

区分	諸室名	計画面積	特記事項
その他	ホール・廊下・階段 ・トイレ	—	—
	手足洗い場（屋外）	—	3か所
	油倉庫（屋外）	12m ²	
	機材等倉庫（屋外）	207m ²	分割可能
	資材置き場・作業 （屋外）	167m ²	分割可能
	昇降機	—	計画内容により台数検討
	その他	—	新築建物に伴う電気、機械設備工事

(3) 衛生研究所棟

新築面積（延べ面積 3,600m²程度）

構造：鉄骨造 地上5階建程度（北部地域整備事務所棟と複合）

区分	諸室名	計画面積	特記事項
検査 スペース	ウイルス検査第1室	42m ²	1室（ウイルス検査）
	ウイルス検査第2室	41m ²	1室（ウイルス検査）
	ウイルス検査第3室	22m ²	1室（ウイルス検査）
	ウイルス検査第4室	22m ²	1室（ウイルス検査）
	ウイルス検査第5室	22m ²	1室（ウイルス検査）
	検体前処理室1	20m ²	1室（ウイルス検査）
	検体前処理室2	20m ²	1室（ウイルス検査）
	医動物・HIV検査室	44m ²	1室（ウイルス検査）
	高度安全実験室	32m ²	1室（ウイルス検査）
	前室	5m ²	1室（ウイルス検査） （高度安全実験室用）
	保管室1	13m ²	1室（ウイルス検査）
	保管室2	16m ²	1室（ウイルス検査）
	準備室	3m ²	1室（ウイルス検査）
	洗浄滅菌室	70m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	データ処理室	40m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	検体受付室	28m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	健康危機事象対応室1	40m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	健康危機事象対応室2	30m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	倉庫	80m ²	1室（ウイルス・細菌検査共用）
	検体受取室	12m ²	1室（細菌検査）
	細菌検査第1室	40m ²	1室（細菌検査）
	細菌検査第2室	60m ²	1室（細菌検査）
	細菌検査第3室	20m ²	1室（細菌検査）
細菌検査第4室	40m ²	1室（細菌検査）	
準備室	3m ²	1室（細菌検査）	

区分	諸室名	計画面積	特記事項
検査 スペース	天秤室	9 m ²	1室 (細菌検査)
	試薬調製室 1	13 m ²	1室 (細菌検査)
	試薬調製室 2	22 m ²	1室 (細菌検査)
	検体・菌株保管室	22 m ²	1室 (細菌検査)
	試薬保存室	42 m ²	1室 (食品検査)
	少量危険物庫	12 m ²	1室 (食品検査)
	食品検査第1室	150 m ²	1室 (食品検査)
	食品検査第2室	48 m ²	1室 (食品検査)
	食品検査第3室	65 m ²	1室 (食品検査)
	検体粉碎室	30 m ²	1室 (食品検査)
	健康危機事象対応室	30 m ²	1室 (食品検査)
	天秤室	12 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	器具保管庫	50 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	検体受付室	25 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機械準備室	4 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機器室 1	75 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機器室 2	72 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機器室 3	24 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機器室 4	14 m ²	1室 (食品・環境検査共用) (1階に設置)
	機器室 5	26 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	機器室 6	26 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	金属前処理室	88 m ²	1室 (食品・環境検査共用)
	水質前処理室 1	78 m ²	1室 (環境検査)
	水質前処理室 2	39 m ²	1室 (環境検査)
	水質検査第1室	105 m ²	1室 (環境検査)
	水質検査第2室	48 m ²	1室 (環境検査)
	水質検査第3室	21 m ²	1室 (環境検査)
	水質検査第4室	21 m ²	1室 (環境検査)
	共用検査室	50 m ²	1室
	研修指導検査室	60 m ²	1室
動物飼育室	26 m ²	1室	
執務 スペース	事務室	210 m ²	1室 (企画調整)
	打合せコーナー	10 m ²	1室 (企画調整)
	相談室	11 m ²	1室 (企画調整)
	倉庫	16 m ²	1室 (企画調整)
	サーバー室	7 m ²	1室 (企画調整)
	小会議室	45 m ²	1室
	共用書庫	66 m ²	1室
	共用倉庫	14 m ²	1室
	給湯室	8 m ²	1室
	男女更衣室	48 m ²	1室 (24 m ² /室×2室)

区分	諸室名	計画面積	特記事項
設備 スペース	廃液保管庫	30 m ²	1室 (1階に設置)
	廃棄物倉庫	32 m ²	1室 (1階に設置)
	ボンベ庫	27 m ²	1室 (1階に設置)
	受水槽ポンプ室	11 m ²	1室 (1階又は地階に設置)
	非常用発電機	—	—
	除外設備	—	— 排水中和処理設備 (1階又は地階に設置)
	排気処理	—	— 排気処理装置複数台 (屋上設置)
車庫 スペース	車庫	—	1室 公用車 2台 (屋内または屋外) 来庁者用 2台 (屋内または屋外)
その他	ホール・廊下・階段・ トイレ	—	—
	昇降機	—	計画内容により台数検討
	その他	—	新築建物に伴う電気、機械設備工事

(4) 主要外部施設

区分	諸室名
屋外整備等	駐輪場、バイク置場、ごみ置き場、 連絡橋の撤去・新設及びアプローチ整備、屋外排水設備ほか

※新設の連絡橋については、「別記橋梁設計仕様書」による。

(5) 解体工事

既設連絡橋 2か所

(6) 配備予定車両一覧

車両(消防)	車長	車幅	車高
高規格救急自動車	5.65 m	1.89 m	2.49 m
高規格救急自動車	5.33 m	1.88 m	2.49 m
高規格救急自動車	5.66 m	1.89 m	2.49 m
消防ポンプ自動車	5.25 m	1.88 m	2.42 m
消防ポンプ自動車	5.70 m	1.88 m	2.61 m
水槽付消防ポンプ自動車 (救助タンク)	7.37 m	2.27 m	2.93 m
はしご水槽付消防ポンプ自動車	6.92 m	2.32 m	3.38 m
はしご付消防自動車	10.69 m	2.49 m	3.58 m
災害対応多目的車	7.10 m	2.01 m	3.04 m

車両(消防)	車長	車幅	車高
指揮車 (ワゴン車)	4. 6 9 m	1. 6 9 m	2. 1 5 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 9 m
軽自動車 (トラック)	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 7 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 5 m
普通自動車 (セダン)	4. 6 2 m	1. 6 9 m	1. 4 6 m

車両(北部地域整備事務所)	車長	車幅	車高
軽自動車 (トラック)	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 7 m
軽自動車 (トラック)	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 7 m
軽自動車 (トラック)	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 7 m
軽自動車 (トラック)	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 8 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 7 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 7 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 9 8 m
普通乗用車 (トラック)	4. 7 6 m	1. 7 0 m	2. 2 2 m
普通乗用車 (トラック)	4. 7 5 m	1. 7 0 m	2. 2 3 m
普通乗用車 (パトロール車)	4. 5 5 m	1. 8 4 m	2. 3 2 m

車両(衛生研究所)	車長	車幅	車高
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 9 m

ウ 基本設計業務及び実施設計業務の設計への配慮事項

- (ア) 設計全体工程表（各申請業務含む）を提出し工程管理を行うこと。
- (イ) 維持管理を考慮した費用対効果（イニシャルコスト、ランニングコスト及び10年間の保全費用）を検討し、構造を決定すること。
- (ウ) 自然にやさしく、周辺環境に配慮した配置、デザイン計画とする。
- (エ) 本市地域共生推進課と協議し、バリアフリー化などにも配慮しつつ、全体のアプローチを考慮に入れた配置計画及び外構計画を行うこと。
- (オ) 工事中における安全性を充分考慮した仮設・動線計画を行うこと。
- (カ) ユニバーサルデザインを取り入れること。
- (キ) ライフサイクルコストを考慮した合理的な建築計画を行うこと。
- (ク) 環境に配慮した省エネルギー化に基づいた内容を設計に反映すること。
- (ケ) 解体建物等を経由している配管、迂回を必要とする埋設配管等については、十分調査把握し設計に反映すること。
- (コ) 実施設計に必要な範囲（関係機関との打ち合わせに必要な範囲を含む）で上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況を調査し、関係機関との打合せ（事前協議及び電力系統への発電設備の連系に関する照会等を含む）を行うこと。
- (サ) 「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、「労働安全衛生規則」ならびに「石綿障害予防規則」に基づき、当該工事に係る石綿含有建築材料の有無について、貸与図面・目視にて事前調査を実施し、結果を書面で報告すると共に分析調査が必要な箇所を提示し、適正な処理について設計に反映させること。（分析調査及び費用は別途業務とする）
- (シ) 埋蔵文化財包蔵地に近接しているため、文化財課と協議を行うこと。
- (ス) 堺市木材利用基本方針に則り、木質化について考慮し、検討内容は記録に残すこと。
- (セ) 建物新築に伴い、設備容量・幹線・照度・水理計算等の設計計算を行い、実施設計に反映させること。
- (ソ) 構造および杭の工法等について、合理性を確保した上でコスト縮減のための比較検討を行い、実施設計に反映すること。
- (タ) 内外装や外構計画等について、省エネルギー性能等の合理性を確保した上でコスト縮減のための比較検討を行い、実施設計に反映すること。
- (チ) 既設連絡橋等の解体工事も含めた全体配置計画すること。
- (ツ) 事業継続計画に従い、什器（検査機器等）を災害による損傷から守る対策を講じること。
- (テ) 衛生研究所の検査エリアは、セキュリティ区画を分けること。
- (ト) 衛生研究所に関する設備（特に排気設備及び排水中和処理設備）は、維持管理コストや維持管理方法の容易性などを考慮して選定すること。
- (ナ) 衛生研究所の検査室配置階にはクレーン等による大型機器の搬入口を設けること。
- (ニ) 消防庁舎棟の非常用発電機は72時間対応を必須とする。
- (ヌ) 複合庁舎棟（北部地域整備事務所・衛生研究所複合棟）は、非常用発電機の設置は必須とし、運転時間は対応時間と維持管理の観点から提案をすること。
- (ネ) 北部地域整備事務所の公用車用車庫が屋外配置になる場合は、雨天時での資材積み下ろしを考慮し、降雨での対応を行うこと。

エ 業務の実施

(ア) 一般事項

本業務は、仕様書、別冊の図面、建築工事設計委託要領、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書及び建築工事設計委託要領 第3章 3.2 に基づき策定した実施設計方針に基づき行う。

- a. 実施設計業務は、提示された計画概要及び適用基準に基づき行う。
- b. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(イ) 業務計画書

建築工事設計委託要領 第3章 3.5 による。

(ウ) 実施設計方針の策定

- a. 意匠、構造および設備の各要素について検討する。
- b. 監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの等を整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
- c. 上記を踏まえ必要に応じて業務体制、業務工程等の変更を行い、実施設計方針を策定し、監督員へ説明する。

(エ) 貸与品等

- a. 既存設計図書等
 - ・
- b. 既存資料
 - ・ 既存平面測量調査資料
 - ・ 既存地質調査資料（設計中に提供予定）
 - ・ 周辺の地質調査資料

(オ) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a 業務着手時
- b 監督員又は総括責任者が必要と認めた時
- c 定例会開催後
- d その他（ ）

(カ) 業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（ ）
指定部分の履行期限（ ）

- b. 成果品の取扱いについて
建築工事設計委託要領 第4章 4.7による。

- c. 概算予算書
令和7年8月31日に施設整備の工事概算予算書を作成し、予定工事費内である根拠も資料等により示し、提出する。

d. 工事費積算業務

工事費の積算は、公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築積算士の資格を有するものを行うこと。(設備工事は除く。)

(キ) 分離(同一工期、発注業者は分離)及び分割(工事が数期又は工区に分割)発注

(7) 分離発注形態とする。(建築工事(土木・外構工事を含む)、電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事)

(ク) 適用基準等

建築工事設計委託要領 第3章 3.3によるほか、下記によるものとする。

a 建築部公共建築設計の手引き(環境配慮編) 令和5年4月改訂 建築都市局 建築部

b 堺市地球温暖化対策実行計画 令和4年11月

カ 成果物

(ア) 一般事項

告示別添一第1項第一号ロ又は第二号ロに掲げるほか、下記によるものとし、成果物を電子データ化したものを含む。原図は図面ファイル、CADデータ等の電子データ及び他の設計関連書類種別ごとにA4サイズのチューブファイルにまとめ、ダンボール保管箱等に入れて提出すること。

a 基本設計説明書

b 内訳書ファイル(RIBC2形式)

c 見積単価(Excel形式)及び作成根拠説明資料

d 営繕工事積算チェックマニュアル(Excel形式)

e 現場から発生材運搬先までの距離調査表(Excel形式)

f 各種計算書(コンクリート温度補正算出表、鋼材スクラップ控除算出表等)(Excel形式)

g 数量拾出し集計表(Excel形式)

h 参考見積もり(インデックス付バインダー綴じ)

i 追加業務に関する業務報告書(Excel形式)

j 追加業務(ZEB化試算)における建築物のエネルギー消費性能計算プログラムの入力データ一式

k BIMを用いた干渉チェックにおけるIFCデータ、オリジナルデータ

l アスベスト事前調査結果報告書

m 原図及びCADデータ(A3普通紙) ※1

n 製本(見開きA3版)

o 概算予算書

p SIBC(建築コスト情報システム)データ入力用Excelファイル

※1普通紙はCAD出力又は、CADからPDFにデータ変換後の出力に限る。

8 留意事項

(1) 失格事項

以下のいずれかに該当する者は失格となることがある。

- ア 本説明書に示された内容に適合しないもの
- イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 受注資格の喪失

以下のいずれかに該当する者は本業務にかかる全ての設計業務の受注資格を失う。

- ア 本設計業務の受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有している者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- イ 本設計業務の受託者に発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有されている者又はその出資の総額の100分の50を超える出資を受けている者
- ウ 代表権を有する役員が、本設計業務の受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(3) 注意事項等

- ア 参加表明書及び提案書の作成、提出に要する費用は提出者の負担とする。
- イ 提出された技術提案書の著作権は提出者にあるものとし、提出者に無断で使用しない。
- ウ 参加表明書及び提案書は、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- エ 参加表明書及び提案書は返却しない。
- オ 選定された技術提案書の内容について、協議のうえ一部変更することがある。
- カ 選定された提案書(技術提案書のみ)は、選定されなかった提案書の提出者から要求があった場合、閲覧に供する。なお、提出書類や選定結果(不採用となった団体の名称、審査結果を含む)は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- キ 提出者の資格要件を失った場合、その時点で本プロポーザルに参加できなくなる。
- ク 辞退する場合は、参加表明書提出者名を記載した書面にて辞退届を提出すること。
- ケ 最優秀提案者選定までの間に、提案者から委員に対して故意の接触があったと認められた場合は、当該提案者を選定対象から除外するものとする。

(4) 最優秀提案者の選定結果後に参加資格要件等を満たさなくなった最優秀提案者について

最優秀提案者の選定結果後から本設計業務契約締結までに、最優秀提案者が次のア又はエのいずれかに該当した場合は契約を締結しないことができ、次のイ、ウ又はオのいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- ア 入札参加停止又は入札参加回避を受けた場合
- イ 入札参加除外を受けた場合
- ウ 府警からの通報等があった場合
- エ アからウのほか、参加資格要件を満たさなくなった場合
- オ 失格事項に該当した場合

(5) その他

- ア 本件業務に関連する工事監理業務については、本市が適当と認めた場合は、その業務委託を本件業務の受託者との随意契約により委託契約を締結することがある。なお、その業務の委託料は、本件業務の契約金額を考慮し、協議の上決定するものとする。

9 関係資料等

[(仮称) 新金岡複合公共施設整備設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ：<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/shinkanafukugou.html>]

(1) 既存図書等

- ア 既設平面測量調査資料
- イ 既存地質調査資料（設計中に提供予定）
- ウ 周辺の地質調査資料
- エ 別記橋梁設計仕様書

(2) 堺市の計画等

- ア 堺市地球温暖化対策実行計画（令和4年11月版）